平成２２年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6

府省庁名　厚生労働省

対象税目	その他（　国民健康保険税　）
要望項目名	国民健康保険制度見直しに伴う所要の措置
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ① 国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額及び高齢者支援金等課税額の課税限度額。 ② 国民健康保険税の減額賦課の応益割合基準。 ③ 非自発的失業者の国民健康保険税の総所得金額。 ・特例措置の内容 ① 国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額３万円及び高齢者支援金等課税額の課税限度額１万円を引き上げる。 ② 国民健康保険税を減額賦課する際、応益割合にかかわらず７・５・２割軽減を可能とする。 ③ 非自発的失業者の国民健康保険税について、失業から概ね２年の間、前年の給与所得を 30/100 として算定する。 ※ これらの措置に伴い、国民健康保険法を改正することの要否を検討中。
改正条文	① 地方税法施行令第５６条の８８の２第１項及び第２項 ② 地方税法施行令第５６条の８９第２項から第５項まで ③ 地方税法第７０３条の４第６項、第８項、第１６項、第１７項、第２５項及び第２６項
関係税法	① 地方税法第７０３条の４第５項、第１２項、第１５項及び第２１項 ② 地方税法第７０３条の５第１項及び第２項 ③ 地方税法第７０３条の４第３項から第５項まで、第１３項から第１５項まで及び第２２項から第２４項まで
要望理由	①　厳しい経済情勢が続く中、中間所得層の負担に配慮し、国民健康保険税の賦課上限の引き上げが必要である。 ②　厳しい経済情勢が続く中、応益割合にかかわらず、市町村の実情に応じて、低所得層への国民健康保険税の軽減が図られるようにする必要がある。 ③　解雇等により急に職を失った者については、国民健康保険税が前年所得に基づき賦課されるために、負担が過重となる場合があることから、失業から概ね２年の間、前年の給与所得を 30/100 として国民健康保険税を算定することにより、負担軽減を図る必要がある。
減収見込額	（初年度）　－　（－）　　（平年度）　－　（－）　　（単位：百万円）
地方税以外の措置 既存	・国税　　・融資、補助金その他
地方税以外の措置 22年度の要望	・国税　　・融資、補助金その他
過去の要望経緯	－
本要望に対応する縮減案	－